

答 申

1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、〇〇市〇〇土地改良事業（以下「本件土地改良事業」という。）に伴う換地計画認可申請書について、平成23年4月4日23飯農第14号で行った公文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）中、土地改良換地士の住所、氏名及び印影は、開示すべきである。

2 異議申立てに係る対象公文書の開示決定状況

異議申立てに係る対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、〇〇市〇〇土地改良区（以下「本件土地改良区」という。）の換地計画の認可にあたり、実施機関が適当と決定し、公告・縦覧した換地計画認可申請書である。

実施機関は、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により、本件公文書に記載されている情報のうち、別表に掲げる非開示部分について、条例第7条第1項第1号（個人情報）及び第2号（事業情報）に該当するとして非開示とし、その余の部分は開示する部分開示決定を行った。

3 異議申立ての趣旨及び経過

（1）異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

（2）異議申立ての経過

ア 異議申立人は、平成23年3月29日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定に基づき、本件公文書の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成23年4月4日付けで、本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 異議申立人は、平成23年4月7日付けで、本件決定を不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

4 異議申立人の主張要旨

異議申立書及び口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 異議申立人が組合員である本件土地改良区では、一度も換地委員会が開かれていない。
- (2) 換地計画書・権利者に係る各筆換地等明細書等の書類の閲覧・説明は組合員に対し

てなかった。過去においても、各種申請書（鉱害復旧関係を含む）の開示は一度もなかった。本件書類を〇〇市役所で初めて見た。平成22年6月27日権利者会議の場で質問をしたが、説明がなされなかった。議事録、事業計画変更申請等は偽造の疑いが濃厚である。これらを解明するためにも、非開示部分の開示を求める。

- (3) 本件土地改良区の換地計画認可申請書及び事業計画変更申請書と〇〇土地改良区の各申請書との整合性の検証をするため非開示部分の開示を求める。
- (4) 理事長及び一部の役員への換地状況を見ると、大幅な「増歩」になっている。土地改良事業ではありえない換地ではないか。
- (5) 増減歩が組合員によって開きがありすぎる。換地計画書と登記簿・設立認可申請書・事業計画変更申請書等との比較を行うため非開示部分の開示を求める。
- (6) 土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）に基づき行われる換地登記は、一般の不動産登記と異なり、登記官の現地調査がないため、事前に情報公開をしてトラブルを防ぐべきではないかと考える。登記は公開するのが原則であり、非開示部分の開示を求める。
- (7) 換地計画の中の個人情報、換地登記された後、法務局で誰でも見ることができる。これについても非開示とするのか。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

- (1) 換地計画認可申請書については、法第8条第6項の規定により平成23年2月25日から3月28日まで〇〇市役所において縦覧しており、4月12日まで異議申出期間を設定し、換地処分前の関係権利者の権利保護が図られているところである。
それに先立ち、平成22年6月27日の権利者会議でも換地計画の内容については、説明されている。
- (2) 対象公文書のうち換地計画認可申請書の鑑、換地計画同意書及び換地会議議事録の団体代表者印の印影は、公にすることにより、当該団体等の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、条例第7条第1項第2号の事業情報に該当する。
- (3) その余の対象公文書の非開示部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であり、条例第7条第1項第1号の個人情報に該当する。

6 審査会の判断

(1) 本件土地改良事業に伴う換地計画について

本件土地改良区は、本件土地改良事業に伴う換地処分を実施するため、平成22年6月27日に開催された換地会議（法第52条第5項及び第6項に規定する権利者会議）を経て、平成22年12月1日付けで実施機関に対し、換地計画認可申請を行った。

実施機関は、法第52条の2第1項の規定に基づき、本件土地改良事業に伴う換地計画を平成23年2月16日付けで適当であると決定し、同条第4項において準用する同法第8条第6項の規定によりその旨を公告するとともに、その換地計画書の写しを平成23年2月25日から同年3月28日まで〇〇市役所で縦覧に供した。

(2) 本件公文書の性格及び内容について

本件公文書は、本件土地改良区の換地計画の認可にあたり、実施機関が適当と決定し、公告・縦覧した換地計画認可申請書であり、本件公文書の内容、非開示部分及び適用条項は、別表のとおりである。

(3) 条例第7条第1項第1号（個人情報）該当性について

実施機関が、本件公文書の非開示部分のうち条例第7条第1項第1号該当を理由として非開示とした部分について、まず、本号本文該当性を判断し、次に本号ただし書該当性を判断する。

ア 条例第7条第1項第1号本文該当性について

条例第7条第1項第1号は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報を非開示とすることを定めている。

また、個人が識別される情報については原則として非開示とした上で、これらの情報であっても公益的見地から開示することが必要なものと認められるような場合をただし書きで定め、例外的に開示するようにしたものである。

ただし、個人に関する情報であっても、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、条例第7条第1項第2号の事業情報により非開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号の個人情報からは除外している。

(7) 換地計画書（〇〇地区）及び換地計画に関する意見書における土地改良換地士の住所、氏名及び印影

土地改良換地士は、法第8条第2項に規定する「農用地の改良、開発、保全又は集団化に関し専門的知識を有する技術者」であり、土地改良区が換地計画を定めるにあたっては、法第52条第4項及び土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第48条の4に基づき、土地改良換地士に意見を求めることとされている。

当審査会において実施機関に確認したところ、本件土地改良区が本件土地改良事業に伴う換地計画を定めるにあたり意見を求めた土地改良換地士（以下「本件土地改良換地士」という。）は、その実態として、自ら事務所を構え土地改良換地士としての実務を行っているとのことであり、条例第7条第1項第2号にいう事業を営む個人に該当すると判断される。

したがって、本件公文書のうち、換地計画書（〇〇地区）及び換地計画に関する意見書における本件土地改良換地士の住所、氏名及び印影は、一個人とし

ての情報ではなく、土地改良換地士としての事業に関する情報の一部と見るべきことから、条例第7条第1項第1号本文に該当せず、同項第2号で開示・非開示を判断すべきものである。

(イ) 換地会議議事録における議長、書記及び議事録署名人の氏名、印影及び採決に係る反対者の氏名並びに出席者名簿における権利者の氏名

本件公文書のうち、換地会議議事録における議長、書記、議事録署名人及び採決に係る反対者の氏名並びに出席者名簿における権利者の氏名は、特定の個人を識別することができる情報である。

また、議長、書記及び議事録署名人の印影についても、当該氏名と結びつくことによって、識別性を有する個人情報となっている。

したがって、換地会議議事録における議長、書記、議事録署名人の氏名、印影及び採決に係る反対者の氏名並びに出席者名簿における権利者の氏名は、条例第7条第1項第1号本文に該当する。

(ウ) 各筆換地等明細書における権利者の農家番号、住所及び氏名など

本件公文書のうち、各筆換地等明細書における権利者の農家番号、住所、氏名従前地の換地交付基準額、換地の所有権地役権以外の権利・処分の制限及び清算金並びに従前地及び換地の字名、地番、等位及び評定価額は、その全てが一纏まりの個人情報を構成しており、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第7条第1項第1号本文に該当する。

(エ) 法第53条第1項ただし書に係る同意書等における権利者の住所、氏名及び印影など

本件公文書のうち、法第53条第1項ただし書に係る同意書、異種目換地同意書、不換地・特別減歩申出書及び不換地・特別減歩同意書における権利者の住所及び氏名並びに権利を有する土地の字名、地番及び権利名は、一纏まりの個人情報を構成しており、特定の個人を識別することができる情報である。また、当該権利者の印影についても、当該氏名と結びつくことによって、識別性を有する個人情報となっている。

さらに、農地法第4条許可書における申請人の住所及び氏名についても、特定の個人を識別することができる情報である。

したがって、これらの非開示部分に係る情報は、全て条例第7条第1項第1号本文に該当する。

(オ) 添付図面（現形図・換地図）の字名及び地番

本件公文書のうち、現形図及び換地図の字名及び地番は、換地対象の土地に係る字名であり、また地番であるため、これら字名及び地番は、換地対象の土地の所有権者等の特定の個人を識別できる情報であるといえる。仮に字名だけを開示した場合でも、公にされている地図等と照合することで、この字名に係る土地の地番が明らかになるため、そこから、これらの地番に該当する換地対象の土地の

所有権者等の特定の個人の識別につながるものといえる。

したがって、現形図及び換地図の字名及び地番は、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第7条第1項第1号本文に該当する。

イ 条例第7条第1項第1号ただし書イ該当性について

条例第7条第1項第1号ただし書イは、法令及び条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報については、個人情報に該当する場合であっても、あえて非開示にして保護する必要性に乏しく、ただし書により本号の非開示情報から除くこととしたものである。

「法令等の規定」は、何人に対しても等しく当該情報の閲覧、縦覧又は謄本・抄本その他写しの交付が認められている規定に限られ、利害関係人等にのみ認めているものは含まれない。また、当該情報は、現に公衆が知り得る状態におかれていれば足り、現に周知の事実である必要はなく、将来的に公にする予定の下に管理されている情報もこれに含まれる。

(7) 公告・縦覧制度について

法第52条の2第4項において準用する法第8条第6項は、都道府県知事が換地計画書について適当とする決定をしたときは、遅滞なくその旨を公告し、20日以上相当の期間を定めてその決定に係る換地計画書を縦覧に供しなければならない旨を定めている。また、法第52条の3は、換地計画に係る土地等に利害関係を有する者は、縦覧に供された換地計画について、異議を申し出ることができる旨を定めている。

すなわち、当該縦覧制度の目的は、換地に係る利害関係者に対して異議申出の機会を与えるということであり、適正な換地処分を遂行するという公益上の目的のため、各筆換地等明細書における各権利者等が有するプライバシーに関する権利を期間、方法を限って一時的に制限するものである。言い換えれば、各筆換地等明細書における各権利者等の個人情報は、限られた期間、方法によってのみ公にされるのであって、それ以外の期間、方法で公にされることは、当該権利者等のプライバシーに関する権利を侵害するものである。

したがって、当該縦覧制度をもって、法令等の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとはいえない。

(イ) 換地登記について

異議申立人は、換地登記が行われれば、換地計画の中の個人情報は、法務局で誰でも閲覧等ができる情報であると主張している。確かに、不動産登記法(平成16年法律第123号)第119条第1項は、何人も手数料を納付して登記記録に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面(以下「登記事項証明書」という。)の交付請求をすることができる」と規定し、また、同条第2項は、同様の事項の概要を記載した書面の交付請求をすることができる」と規定している。さらに、不動産登記法第120条第1項及び第2項は何人も手数料を納付して地図

建物所在図又は地図に準ずる図面の全部又は一部の写しの交付及び閲覧を請求することができる」と規定している。

しかしながら、不動産登記法第119条第1項及び第2項並びに第120条第1項及び第2項等の規定により交付請求等できる文書は、上記登記事項証明書、地図等の法務局に備え付けられている同法所定の文書等であって、本件の場合、換地登記の前あるいは後であるにかかわらず、法務局で本件公文書の存在や内容が明らかになるわけではない。また、一般的にどの地番の土地が換地対象になったかということは、何人も知り得る情報ではなく、一部の関係者が換地対象となった土地の地番を知り、これをもとに法務局で登記事項証明書等の交付請求ができたとしても、そのことをもって何人にも交付請求等が可能な情報であるとはいえない。

したがって、当該換地登記をもって、法令等の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとはいえない。

以上により、実施機関が条例第7条第1項第1号に該当するとして非開示とした部分については、本号ただし書イに該当しない。

なお、本号による非開示部分は、公益的見地から開示することが必要なものと認められるその余の本号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件公文書の非開示部分のうち条例第7条第1項第1号該当を理由として非開示とした部分は、本件土地改良換地士の住所、氏名及び印影を除き本号に該当し、実施機関の決定は、妥当である。

(4) 条例第7条第1項第2号（事業情報）該当性について

条例第7条第1項第2号は、法人等又は事業を営む個人の自由な経済活動その他の正当な活動を保障し、事業に関する情報の開示により不利益を与えることを防止するという観点から、事業者に関する情報でその権利利益を害するおそれがあるものを非開示とすることを定めている。

本号にいう事業を営む個人とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業、水産業等を営む個人などであり、これら事業者個人の当該事業に関する情報に該当するものとしては、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得などが挙げられる。

また、条例第7条第1項第2号ただし書は、本号本文に該当する情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される事業者の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないと定めている。

ア 換地計画認可申請書（鑑）等における本件土地改良区の代表者印の印影について

本件公文書のうち、換地計画認可申請書（鑑）、換地計画同意書（〇〇市・〇〇市農業委員会）及び換地会議議事録における本件土地改良区の代表者印の印影は、実施機関に登録され、実施機関に提出する申請書等の記載内容が真正なものである

ことなどを証明する認証的機能を有する重要な性質のものであると認められる。

したがって、本件土地改良区の代表者印の印影は、開示することにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため、条例第7条第1項第2号本文に該当する。また、当該印影について、本号ただし書に定める、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認めるべき特段の事情は存在しない。

イ 換地計画書(〇〇地区)及び換地計画に関する意見書における本件土地改良換地士の住所、氏名及び印影について

本件公文書のうち、換地計画書(〇〇地区)及び換地計画に関する意見書における本件土地改良換地士の住所及び氏名は、事業を営む個人の当該事業に関する情報である。しかし、これらを開示しても、本件土地改良区が本件土地改良事業に伴う換地計画を定めるにあたり、本件土地改良換地士に対し意見を求めたという事実が明らかになるにすぎず、この情報を開示しても、本件土地改良換地士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

同様に、本件土地改良換地士の印影について、当審査会において実施機関に確認したところ、この印影は、本件土地改良換地士がその業のために広く使用しているものであり、取引上重要な印影であるとはいえないことから、本件土地改良換地士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、本件土地改良換地士の住所、氏名及び印影は、条例第7条第1項第2号に該当しない。

以上のことから、本件公文書の非開示部分のうち、条例第7条第1項第2号該当を理由として非開示とした部分についての実施機関の決定は、妥当であるが、本件土地改良換地士の住所、氏名及び印影は、開示すべきである。

(5) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件土地改良事業に係る換地計画等の内容等について、種々主張しているが、当審査会は、実施機関が行った非開示決定等の妥当性を判断する機関であるため、当該主張は当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

本件公文書の内容		非開示部分（適用条項）
換地計画認可申請書（鑑）		本件土地改良区代表者印の印影 （条例第7条第1項第2号）
換地計画書（〇〇地区）		本件土地改良換地士の氏名及び印影 （同項第1号）
	換地計画同意書（〇〇市・〇〇市農業委員会）	本件土地改良区代表者印の印影 （同項第2号）
	換地会議議事録	換地会議議事録における議長、書記及び議事録署名人の氏名及び印影並びに採決に係る反対者の氏名 出席者名簿における権利者の氏名 （以上、同項第1号） 換地会議議事録における本件土地改良区代表者印の印影 （同項第2号）
	換地計画に関する意見書	本件土地改良換地士の住所、氏名及び印影 （同項第1号）
	各筆換地等明細書	権利者の農家番号、住所、氏名、従前地の換地交付基準額、換地の所有権地役権以外の権利・処分の制限及び清算金並びに従前地及び換地の字名、地番、等位及び評定価額（同項第1号）
	法第53条第1項ただし書に係る同意書	法第53条第1項ただし書の規定による同意をした権利者の住所、氏名及び印影 （同項第1号）
	農地法第4条許可書	農地法第4条第1項の規定による許可を申請した申請人の住所及び氏名 （同項第1号）
	異種目換地同意書	法第53条第1項ただし書の規定による同意をした権利者の住所、氏名及び印影 （同項第1号）
	不換地・特別減歩申出書	法第53条の2の2第1項の規定による同意をした権利者の住所、氏名及び印影並びに権利を有する土地の字名、地番及び権利名（同項第1号）
	不換地・特別減歩同意書	法第53条の2の2第1項の規定による同意をした権利者の住所、氏名及び印影並びに権利を有する土地の字名、地番及び権利名（同項第1号）
	添付図面	—
	現形図	字名及び地番（国公有地を除く）（同項第1号）
	換地図	